

コンテナ貸出制度(国内貨物)の一部改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

お陰様で今年度は、旅客需要の回復を受け、弊社航空貨物・郵便ネットワークは2019年以前の状態に戻りつつあります。

コロナ禍での減便については、お客さまに大変ご迷惑をおかけしたこと、お詫び申し上げます。

さて、今般の復便に伴い、貸出空港以外の空港にコンテナを返却される事例が多数報告されております。

このような返却方法は「コンテナ貸出制度」の前提になく、大型機が就航していない空港にコンテナが偏在するという事態が顕在化しております。また、貸出空港以外にコンテナをご返却いただくと、コンテナ需要の多い空港で必要なコンテナ数をご用意できない事態が発生する要因となってまいります。

つきましては、12月より下記の通り、貸出空港以外の空港に返却されるコンテナを対象に、「陸送回送料金を新たに設定させていただきます。

お客さまにおかれましては、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(参考:コンテナ貸出制度 https://www.jal.co.jp/jalcargo/support/aircraft/container_rule/)

敬具

記

1. 運用開始日

2022年12月1日(木)貸し出し分から適用させていただきます。

2. 対象 ULD

LD2/LD3/LD4/LD8などの国内貨物・郵便で使用するすべてのコンテナ

3. 貸出空港以外の空港に(空コンテナが)返却された場合の陸送回送料金

(新規料金)

コンテナ1台1回あたり ¥5,000 (税込み¥5,500)

ただし、

①コンテナ機就航空港で返却された場合

②出発貨物を搬入する目的で貸出空港以外の空港にコンテナを搬入された場合
については適用されません。

4. 請求方法

請求先については個別相談とさせていただきます。

5. その他

コンテナ貸出制度に明記されております、貸出期間の超過期間分に対する課金についても厳格化してまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

6. お問い合わせ先

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-1-1

日本航空株式会社 貨物郵便本部 羽田貨物支店

TEL 03-5757-3101

E-mail ml-hndfdu@jal.com

以上

【Q&A】

(1) コンテナ貸出制度(陸送回送料金)について

Q: 2022年12月1日以前に貸し出されたコンテナは陸送回送料金の対象になりますか。

A: 対象にはなりません。

Q: 請求先の宛先はどちらですか。また、請求先の変更は可能ですか。

A: 原則コンテナ貸出制度に登録されている請求先に請求書を発行致します。

請求先に変更がある場合、また他の請求方法をご希望の場合は個別にご相談ください。

Q: コンテナ機就航空港は季節運航便も含まれますか。

A: 含まれます。その時々ダイヤをご確認いただき、コンテナ機運航をご確認ください。

Q: 出発貨物を搬入する目的で貸出空港以外の空港にコンテナを搬入することは可能ですか。

A: 可能です。

(2) コンテナ貸出延滞料金(デマレッジ)について

Q: 2022年12月1日以前に貸し出されたコンテナは適用されますか。

A: 適用されません。2022年12月1日から起算します。

Q: 事前にお知らせはいただけますか。

A: 一定期間を超えたコンテナに関しましては該当するお客さまにお知らせいたします。

Q: 長期間の休日はデマレッジの対象になりますか。

A: コンテナ貸出制度に記載の通り、お正月、ゴールデンウィーク期間は含みません。

Q: 陸送回送料金とデマレッジが同時に課金されることはありますか。

A: 同時課金はありません。